

証券コード 6239
2023年9月8日

株 主 各 位

大阪府貝塚市二色南町2番12号
(本社事務所 大阪市中央区安土町1丁目8番15号)
株 式 会 社 ナ ガ オ カ
代表取締役社長 梅 津 泰 久

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



【当社ウェブサイト】 <https://www.nagaokajapan.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/6239/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナガオカ」又は「コード」に当社証券コード「6239」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って2023年9月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第19期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

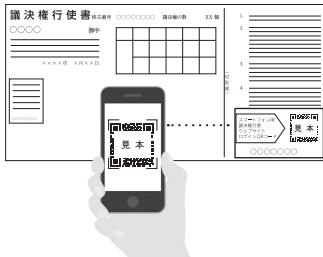
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面(郵送)でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告の一部として、あわせて監査を受けております。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

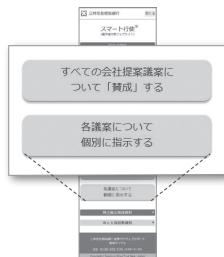
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

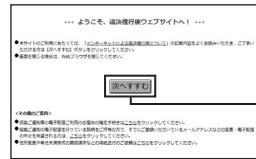
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

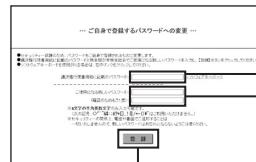
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制が緩和され、経済活動が促進される一方、ウクライナ情勢の長期化、資源・エネルギー価格の高騰、急激な為替の変動や物価の上昇などにより、景気下振れが懸念される状況となりました。

このような状況の下、当社グループでは、2022年6月期から3ヵ年を計画期間とする中期経営計画「FLIGHT PLAN: VISION 2024」のもと、「既存事業の深化・拡充」「戦略的パートナーとの連携」「新規市場参入」に取り組み、持続可能な成長を目指しております。

水関連事業においては、国内では上水道や食品・農業に関連する分野の水処理を幅広く行い、海外では積み重ねてきた実績を基盤に当社の「取水技術」と「水処理技術」を組み合わせモデル化することで事業拡大を図り、エネルギー関連事業に並ぶ収益基盤にすることを目指しております。また、2022年7月1日付で、関東圏で水処理に係る設備設計・工事を主力事業としている矢澤フェロマイト株式会社（以下「矢澤フェロマイト」という。）を子会社化し、収益基盤とすべく取り組んでおります。

エネルギー関連事業では、中国経済の成長鈍化、ウクライナ情勢の長期化、資源・エネルギー価格の高騰、物価上昇等、様々な要因により、各社とも新規プラント設備投資には慎重になっております。この状況下、新規プラント建設計画に関する継続的な情報収集、既存プラントの更新需要に対する積極的な営業活動、顧客やプロセス・オーナーとの関係構築・深化に努め、受注機会を逸することがないよう取り組んでおります。また、安定的に収益を確保できる体制の構築とグループ生産体制の最適化の推進等によりコスト低減を図り、価格競争力を高め、受注機会の拡大と主力製品以外のマーケットの拡大、定期メンテナンスサービスの強化等を行うことを目指しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高8,148,016千円（前期比28.8%増）、営業利益1,310,963千円（前期比66.6%増）、経常利益1,352,393千円（前期比36.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益867,380千円（前期比9.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

a. 水関連事業

取水分野では、各地で進められている取水設備の老朽化や耐震化に伴う改修工事等により、取水スクリーンの需要は底堅く、堅調に推移しました。水処理分野では、矢澤フェロマイトを連結子会社化したことにより、売上及びセグメント利益の増加に大きく寄与しました。また、関東圏で水処理に係る設備設計・工事に実績のある同社が子会社となったことで、当社グループとして対応可能な設備設計・工事範囲が広がり、栃木県内某浄水場の大口受注（契約納期：2029年9月末）に至りました。

これらの結果、売上高2,616,055千円（前期比84.1%増）、セグメント利益347,704千円（前期比55.3%増）となりました。

b. エネルギー関連事業

エネルギー関連事業では、中国経済の成長鈍化、ウクライナ情勢の長期化、資源・エネルギー価格の高騰、物価上昇等の様々な要因により顧客各社が新規の設備投資に慎重な姿勢を継続させる一方、既存プラントの設備更新需要は伸びました。当社グループでは、新規プラント建設計画に関して継続的に情報収集に努めるとともに、既存プラントの更新需要に対して積極的に営業活動を進め、中東や中国での大型案件の受注を始め、多数の更新需要を取り込むことができました。

これらの結果、売上高5,531,960千円（前期比12.7%増）、セグメント利益1,527,029千円（前期比37.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は46,316千円です。これは主に、製造設備の増強・更新等です。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2020年6月期)	第17期 (2021年6月期)	第18期 (2022年6月期)	第19期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高 (千円)	6,436,887	6,263,111	6,328,117	8,148,016
経常利益 (千円)	1,045,513	937,091	991,618	1,352,393
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	703,636	677,949	795,032	867,380
1株当たり当期純利益 (円)	101.51	96.72	112.78	123.05
総資産 (千円)	6,345,399	6,501,110	7,421,722	8,886,916
純資産 (千円)	3,031,978	3,968,283	4,970,161	5,630,579
1株当たり純資産額 (円)	437.56	562.94	705.07	798.75

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2020年6月期)	第17期 (2021年6月期)	第18期 (2022年6月期)	第19期 (当事業年度) (2023年6月期)
売上高 (千円)	5,236,239	4,377,135	3,410,299	4,224,949
経常利益 (千円)	831,671	947,889	988,453	982,341
当期純利益 (千円)	631,965	762,249	689,844	494,143
1株当たり当期純利益 (円)	91.17	108.75	97.86	70.10
総資産 (千円)	5,133,072	4,606,664	4,868,482	5,367,806
純資産 (千円)	2,331,120	3,172,600	3,756,404	4,101,037
1株当たり純資産額 (円)	336.42	450.07	532.88	581.77

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は、2020年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第16期の期首から当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等に関する事項

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ハマダコム	55,000千円	59.2% (59.2%)	不動産の賃貸借
株式会社ハマダ	55,020千円	59.2% (59.2%)	製造の外注委託
株式会社ハマダグループ	10,000千円	59.2%	グループ会社の経営管理

(注) 1. 当社の親会社である株式会社ハマダグループは、株式会社ハマダの完全子会社であり、株式会社ハマダは株式会社ハマダコムの完全子会社であるため、株式会社ハマダコム及び株式会社ハマダも当社の親会社に該当しております。

2. 当社に対する議決権比率欄の()内は、間接所有割合で、内数で記載しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、株式会社ハマダコムとの間で不動産賃貸借取引、株式会社ハマダとの間で製造の外注委託取引を行っております。これら親会社との取引については、当該取引が当社の事業に必要な取引であり、その取引条件が市場価格・水準を勘案した一般的な取引条件であるなど、事業活動上の通常取引と同様であることに留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

親会社との取引に関しては、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意した上審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
那賀設備(大連)有限公司	82,319千中国元	100.0%	当社製品の製造
NAGAOKA VIETNAM CO., LTD.	44,354,000千ベトナムドン	100.0%	当社製品の製造
矢澤フェロマイト株式会社	50,000千円	100.0%	水処理プラント工事、製缶品製造、各種メンテナンス事業

(注) 2022年7月1日付で矢澤フェロマイト株式会社の全株式を取得し、子会社化しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年6月期から2024年6月期までの3カ年を計画期間とする中期経営計画「FLIGHT PLAN : VISION 2024」を策定し、2021年10月15日に公表いたしました。この計画に掲げた施策を実現させることにより、エネルギー関連事業に収益構造を依存した事業ポートフォリオ上の課題に対応し、持続可能な成長を目指してまいります。

① 事業基盤の強化

a. 既存事業の深化・拡充

多様化する顧客ニーズへ対応するため、研究開発やマーケット開発を積極的に行い、既存の製品やサービスの深化・拡充を図ることで商材のラインナップを広げ、市場シェア拡大を目指します。

b. 戦略的パートナーとの連携

当社グループの既存の事業領域や枠組みにとらわれることなく積極的に外部との関係構築を図り、双方にとってメリットを享受できる戦略的パートナーと提携、協業等を行っていくことで、多岐にわたる顧客ニーズへの対応の幅を広げ、業績拡大を目指します。

c. 新規市場参入

既存の事業領域におけるリノベーションや関連する市場の開拓に加え、現事業領域とは全く異なる新市場への参入検討など、既存の製品・サービスにとらわれない、新たな発想による新たな収益基盤を創出することで、業績拡大を目指します。

② 安定した収益の確保

エネルギー関連事業では、世界経済の動向による石油由来の化学原料の需給バランスがプラントへの設備投資の判断材料となることから、外部要因による業績への影響が大きく、これらの影響を少しでも緩和させることが必要であると認識しています。プラントへの設備投資が旺盛な状況下では、当社グループが優位に立てる製品群に絞った受注活動を行っていますが、今後は、その他の製品群についても受注獲得できるよう、営業施策の見直しと、品質を維持しながら更なるコストダウンを図ることで価格競争力を強化し、受注機会を拡大することを目指します。

③ 水関連事業の拡大

エネルギー関連事業に依存した収益構造を変革させるため、水関連事業の規模拡大を目指しています。当社グループの「取水」技術、「水処理」技術をそれぞれ活かすことはもちろんのこと、取水から水処理まで一貫して当社技術が採用されたプロジェクトもあり、同様の一気通

貫型のプロジェクトを増やすことで、業績拡大を図ります。

なお、2022年7月1日付で子会社化した矢澤フェロマイト株式会社は、関東圏で水処理に係る設備設計・工事を主力事業としており、グループ会社として水関連事業の規模拡大とシナジーの創出に寄与しております。

今後も、国内外問わず、提携・協業できるパートナーと積極的に関係を深め、事業拡大を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

セグメントの名称	事業内容
エネルギー関連事業	石油精製・石油化学プラント用の内部装置であるスクリーン・インターナルの製造・販売
水関連事業	取水用スクリーン及び建設向け排水用スクリーンの製造・販売、薬品を使わずに地下水を接触酸化と生物により浄化する超高速無薬注生物処理装置（ケミレス）の製造・販売、高速海底浸透取水システム（HiSIS、ハイシス）の開発、水処理プラント工事

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	大阪府中央区安土町
姫路工場	兵庫県姫路市網干区浜田
東京営業所	東京都千代田区神田司町
開発センター	大阪府貝塚市二色南町
江戸川工場	東京都江戸川区篠崎

② 子会社

会社名	所在地
那賀設備(大連)有限公司	中国大連市
NAGAOKA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国フンイエン省
矢澤フェロマイト株式会社	埼玉県川口市本町

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギー関連事業	21 (1) 名	+2 (+1) 名
水関連事業	59 (1)	+26 (+1)
全社 (共通)	141 (20)	△4 (+1)
合計	221 (22)	+24 (+3)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、嘱託社員、季節工を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社グループの管理部門及び製造部門に所属している者です。なお、当社グループの管理部門及び製造部門は、同一の使用人が複数の事業に従事しているため、全社 (共通) に区分しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94 (7) 名	1 (-) 名増	46.1歳	8.4年

- (注) 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、嘱託社員、季節工を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
M U F G バ ン ク (中 国) 有 限 公 司	375,430
三井住友銀行 (中国) 有限公司	309,311
みずほ銀行 (中国) 有限公司	168,902
株式会社みずほ銀行	123,600
株式会社三井住友銀行	100,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,008,000株
- ② 発行済株式の総数 7,049,201株 (自己株式29,199株を除く)
- ③ 株主数 2,584名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ハマダグループ	4,172,000	59.18
MSIP CLIENT SECURITIES	218,600	3.10
梅津 泰久	120,000	1.70
楽天証券株式会社	80,600	1.14
石田 知孝	61,000	0.87
楯本 智也	60,000	0.85
高橋 良吉	51,700	0.73
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	51,300	0.73
織田 邦夫	45,000	0.64
岩谷産業株式会社	44,000	0.62

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年 6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅津泰久	水事業本部長 那賀設備(大連)有限公司 董事長 NAGAOKA VIETNAM CO., LTD. 社長 矢澤フェロマイト株式会社 代表取締役
取締役	楯本智也	管理本部長 那賀設備(大連)有限公司 監事 矢澤フェロマイト株式会社 監査役
取締役	石田知孝	エネルギー事業本部長 那賀設備(大連)有限公司 董事
取締役(監査等委員)	帽田泰輔	株式会社ハマダ 代表取締役社長 株式会社ハマダコム 代表取締役社長 株式会社ハマダグループ 代表取締役 株式会社ハーベスト 代表取締役 株式会社アステック 取締役 米谷紙管製造株式会社 社外取締役 株式会社三信工業 代表取締役 株式会社朝日テクノ 代表取締役
取締役(監査等委員)	中井康之	堂島法律事務所 所属弁護士
取締役(監査等委員)	菊池健太郎	菊池健太郎公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 中井康之氏及び取締役(監査等委員) 菊池健太郎氏は、社外取締役です。
2. 当社は、取締役(監査等委員) 中井康之氏及び取締役(監査等委員) 菊池健太郎氏の両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役(監査等委員) 菊池健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員を被保険者として締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）がその職務に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

④ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、下記のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で定められた範囲内で、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬である役員賞与及び株式報酬により構成し、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合は、業績などの変動要素があるため変動するものとしております。

社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。

2. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役員報酬内規に定める役職区分に応じた報酬額としております。

3. 業績連動報酬とその算定方法

業績連動報酬である役員賞与は、業績向上へのインセンティブを高めるため、当期純利益を基準とする業績指標を反映した現金報酬とし、取締役会で決議された役員報酬内規に定める取締役賞与総額決定基準に基づき、毎年一定の時期に支給するものとしております。

4. 非金銭報酬等とその算定方法

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、本株式報酬の具体的な支給時期及び支給額については、監査等委員会の承認を経て、取締役会の決議をもって決定するものとしております。

5. 報酬の額又は個人別の報酬等の額に対する割合

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、監査等委員会の承認を経たうえで、取締役会の決議により、代表取締役に一任し、委任を受けた代表取締役は、他社水準なども踏まえたうえで、役員報酬内規に基づき、支給実績や役位に応じて取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の業績連動報酬額については、監査等委員会の承認を経たうえで、取締役会の決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとしており、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	3名	212,400千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2名 (2名)	9,600千円 (9,600千円)
合 計 （うち社外取締役）	5名 (2名)	222,000千円 (9,600千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の員数は3名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
2. 上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第13期定時株主総会において、年額280,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち社外取締役0名）であります。当事業年度の取締役（監査等委員を除く）3名に対する基本報酬額は62,400千円であり、上記報酬等の額に含まれております。また当事業年度の取締役（監査等委員を除く）3名に対する業績連動報酬は150,000千円であり、上記報酬等の額に含まれており、当事業年度における当期純利益につきましては、事業報告の1.企業集団の現況(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況②当社の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の株式報酬限度額は、2019年9月26日開催の第15期定時株主総会において、年額100,000千円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は120,000株を上限とし、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は、3名であります。当事業年度の取締役（監査等委員を除く）3名に対する非金銭報酬等は、該当ありませんでした。

5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第13期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。当事業年度の取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役2名）に対する基本報酬額は9,600千円（うち社外取締役分9,600千円）であります。
6. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本報酬は役員報酬内規で定める役職区分に応じた額とし、業績連動報酬は取締役会において代表取締役社長梅津泰久氏が当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の活動について評価を行うに適しているとの判断から、その額の決定を一任いたしました。当社の業績や職務執行状況等も踏まえ監査等委員会とも協議しながら最終決定しており、取締役会は決定された当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員） 中井康之氏は、堂島法律事務所の所属弁護士を兼務しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 菊池健太郎氏は、菊池健太郎公認会計士事務所の所長を兼務しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	中井康之	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査等委員会6回すべてに出席いたしました。主として弁護士としての専門的見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役（監査等委員）	菊池健太郎	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査等委員会6回すべてに出席いたしました。公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に経理・財務について専門的な立場から助言を行うなど、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(6) 会計監査人の状況

① 名称 桜橋監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社である那賀設備（大連）有限公司及びNAGAOKA VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討し、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人の解任及び不再任については次の方針に基づいて判断いたします。

イ. 解任の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、又は、会計監査人の監査の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、監査報酬の水準等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合

ロ. 不再任の方針

会計監査人の監査の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、監査報酬の水準等を勘案し、効率性等の観点から不再任を相当とする事由がある場合

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,201,755	流動負債	2,966,200
現金及び預金	2,112,685	支払手形及び買掛金	917,037
受取手形	110,435	短期借入金	953,643
売掛金	1,544,314	1年内償還予定の債 社	10,000
契約資産	2,340,424	1年内返済予定の債	33,524
電子記録債権	312,064	長期借入金	5,113
商品及び製品	9,559	リース債務	296,706
仕掛品	121,618	未払金	232,493
原材料及び貯蔵品	398,970	未払費用	206,539
その他	258,764	未払法人税等	258,497
貸倒引当金	△7,081	契約負債	3,770
固定資産	1,685,161	賞与引当金	48,875
有形固定資産	1,161,654	その他	290,136
建物及び構築物	704,308	社債	20,000
機械装置及び運搬具	199,666	長期借入金	160,460
工具器具及び備品	60,024	リース債務	11,610
土地	149,095	退職給付に係る負債	80,530
リース資産	40,436	長期前受収益	17,536
建設仮勘定	8,122	負債合計	3,256,337
無形固定資産	333,881	(純資産の部)	
のれん	19,151	株主資本	5,139,979
その他	314,730	資本金	1,253,241
投資その他の資産	189,625	資本剰余金	785,195
繰延税金資産	82,094	利益剰余金	3,121,648
その他	107,531	自己株式	△20,106
資産合計	8,886,916	その他の包括利益累計額	490,600
		繰延ヘッジ損益	△15,253
		為替換算調整勘定	505,853
		純資産合計	5,630,579
		負債及び純資産合計	8,886,916

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,148,016
売上原価		5,266,101
売上総利益		2,881,915
販売費及び一般管理費		1,570,951
営業利益		1,310,963
営業外収益		
受取替利息	4,531	
為替差益	24,748	
スクラップ売却益	24,723	
補助金の収入	20,831	
その他	3,412	78,246
営業外費用		
支払利息	32,087	
支払手数料	4,415	
その他	313	36,816
経常利益		1,352,393
特別損失		
減損損失	105,405	
固定資産除却損	111	105,516
税金等調整前当期純利益		1,246,876
法人税、住民税及び事業税	413,815	
法人税等調整額	△34,319	379,495
当期純利益		867,380
親会社株主に帰属する当期純利益		867,380

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,253,241	785,195	2,395,252	△20,106	4,413,582
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△140,984		△140,984
親会社株主に 帰属する 当期純利益			867,380		867,380
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	726,396	—	726,396
当連結会計年度末残高	1,253,241	785,195	3,121,648	△20,106	5,139,979

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△6,726	563,305	556,579	4,970,161
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△140,984
親会社株主に 帰属する 当期純利益				867,380
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△8,527	△57,451	△65,978	△65,978
当連結会計年度変動額合計	△8,527	△57,451	△65,978	660,418
当連結会計年度末残高	△15,253	505,853	490,600	5,630,579

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,014,899	流動負債	1,074,629
現金及び預金	1,258,416	支払手形	2,813
受取手形	83,541	買掛金	491,554
売掛金	608,422	電子記録債務	55,607
契約資産	1,246,718	1年内返済予定の長期借入金	23,600
電子記録債権	239,812	リース債務	5,113
商品及び製品	6,675	未払金	202,497
仕掛品	59,583	未払費用	87,048
原材料及び貯蔵品	206,832	未払法人税等	136,003
前渡金	46,847	契約負債	36,640
前払費用	17,496	預り金	5,990
関係会社未収入金	209,657	その他	27,760
その他	39,326	固定負債	192,140
貸倒引当金	△8,431	長期借入金	100,000
固定資産	1,352,907	リース債務	11,610
有形固定資産	98,532	退職給付引当金	80,530
建物	23,534	負債合計	1,266,769
機械装置	22,679	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	4,116,290
工具器具及び備品	29,247	資本金	1,253,241
リース資産	14,948	資本剰余金	628,572
建設仮勘定	8,122	資本準備金	600,852
無形固定資産	52,639	その他資本剰余金	27,720
電話加入権	1,333	利益剰余金	2,254,583
ソフトウェア	49,865	その他利益剰余金	2,254,583
その他	1,441	繰越利益剰余金	2,254,583
投資その他の資産	1,201,734	自己株式	△20,106
関係会社出資金	639,000	評価・換算差額等	△15,253
関係会社株式	218,400	繰延ヘッジ損益	△15,253
長期前払費用	504	純資産合計	4,101,037
関係会社長期貸付金	200,000	負債及び純資産合計	5,367,806
差入保証金	53,822		
繰延税金資産	90,173		
その他	4,631		
貸倒引当金	△4,796		
資産合計	5,367,806		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,224,949
売上原価		2,288,315
売上総利益		1,936,633
販売費及び一般管理費		1,195,857
営業利益		740,776
営業外収益		
受取利息	717	
受取配当金	253,760	
スクラップ売却益	6,824	
その他	2,365	263,667
営業外費用		
支払利息	419	
支払手数料	4,415	
為替差損	12,310	
貸倒引当金繰入	4,796	
その他	160	22,102
経常利益		982,341
特別損失		
固定資産除却損	111	
関係会社出資金評価損	233,900	234,011
税引前当期純利益		748,330
法人税、住民税及び事業税	286,471	
法人税等調整額	△32,284	254,186
当期純利益		494,143

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,253,241	600,852	27,720	628,572	1,901,423	△20,106	3,763,130
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△140,984		△140,984
当 期 純 利 益					494,143		494,143
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	353,159	－	353,159
当 期 末 残 高	1,253,241	600,852	27,720	628,572	2,254,583	△20,106	4,116,290

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△6,726	3,756,404
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△140,984
当 期 純 利 益		494,143
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△8,527	△8,527
当 期 変 動 額 合 計	△8,527	344,632
当 期 末 残 高	△15,253	4,101,037

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 野 場 友 純
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 椎 野 友 教
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガオカの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガオカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野 場	友 純
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	椎 野	友 教

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガオカの2022年7月1日から2023年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年8月18日

株式会社ナガオカ 監査等委員会

取締役監査等委員 帽田 泰輔 ㊟

社外取締役監査等委員 中井 康之 ㊟

社外取締役監査等委員 菊池 健太郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の業績見通しや当社の財務内容等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円00銭 総額162,131,623円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2018年7月に本社を大阪府泉大津市から大阪市に移転しており、本社機能及びグループの牽引強化を図るため、本店も大阪市へ移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、大阪府貝塚市から大阪市に変更するものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪府貝塚市</u> に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。
附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 (条文省略)	附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)
<新設>	<u>(本店移転に関する経過措置)</u> <u>第2条 定款第3条の変更は、2023年10月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第2条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

3名全員が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 (再任)	梅津泰久 (1961年6月30日生)	1984年4月 伊藤忠商事(株) 入社 2000年11月 日本アジア投資(株) 入社 2001年3月 同社 米国法人 JAIC America, Inc. President&COO 2009年4月 マエストロパートナーズ有限責任事業組合 設立 共同代表パートナー 2011年9月 当社 社外取締役 2012年1月 マエストロパートナーズ(株) 設立 代表取締役 2017年2月 当社 代表取締役社長 2019年4月 当社 代表取締役社長兼水事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 那賀設備(大連)有限公司 董事長 NAGAOKA VIETNAM CO., LTD. 社長 矢澤フェロマイト(株) 代表取締役	120,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 梅津泰久氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識を持ち、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの代表取締役社長としての職責を果たしています。また、水事業本部長を兼任し、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対して取り組んでいます。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 (再任)	楯本智也 (1962年11月8日生)	1985年4月 磯じまん(株) 入社 1990年9月 (株)布谷 入社 2001年4月 (株)ヴィーナス・ファンド 入社 2002年5月 同社 取締役 2004年4月 (株)WDB (現WDBホールディングス(株)) 入社 2007年6月 同社 取締役管理本部長 2012年12月 フローバル(株) 入社 2016年4月 当社 入社 2016年7月 当社 上席理事管理本部長 2017年9月 当社 取締役管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 那賀設備(大連)有限公司 監事 矢澤フェロマイト(株) 監査役	60,000株
	【取締役候補者とした理由】 楯本智也氏は、管理部門における豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在も当社の管理本部長としてリーダーシップを発揮しています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		
3 (再任)	石田知孝 (1968年10月10日生)	1994年4月 (株)ナガオカ (旧(株)ナガオカ) 入社 2004年11月 (株)ナガオカスクリーン (現当社) 入社 2011年7月 当社 執行役員生産本部長 2011年9月 当社 取締役生産本部長 2017年2月 当社 取締役エネルギー事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 那賀設備(大連)有限公司 董事	61,000株
	【取締役候補者とした理由】 石田知孝氏は、当社エネルギー事業における豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在も当社のエネルギー事業本部長としてリーダーシップを発揮しています。これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役(監

査等委員である取締役を含む。) 全員を被保険者として締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 (再任)	ぼう だ たい すけ 帽 田 泰 輔 (1961年2月20日生)	1984年4月 ㈱浜田組 (現㈱ハマダ) 入社 1998年3月 米谷紙管製造㈱ 社外取締役 (現任) 2005年1月 ㈱ハマダ 取締役 2010年7月 同社 常務取締役 2012年5月 ㈱アステック 取締役 (現任) 2012年7月 ㈱ハマダ 代表取締役社長 (現任) ㈱ハマダコム 代表取締役社長 (現任) 2015年7月 ㈱ハーベスト 代表取締役 (現任) 2017年9月 当社 取締役 (監査等委員) (現任) 2019年12月 ㈱三信工業 代表取締役 (現任) 2021年12月 ㈱ハマダグループ 代表取締役 (現任) 2023年3月 ㈱朝日テクノ 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱ハマダ 代表取締役社長 ㈱ハマダコム 代表取締役社長 ㈱ハマダグループ 代表取締役 ㈱ハーベスト 代表取締役 ㈱アステック 取締役 米谷紙管製造㈱ 社外取締役 ㈱三信工業 代表取締役 ㈱朝日テクノ 代表取締役	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 帽田泰輔氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・見識を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 (再任)	なか い やす ゆき 中 井 康 之 (1956年1月3日生)	1982年4月 弁護士登録 堂島法律事務所 入所 2007年4月 同事務所 代表パートナー 2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 堂島法律事務所 所属弁護士	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中井康之氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。これらの経験・見識を活かし、経営から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は既に6年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。</p>			
3 (再任)	きく ち けん たろう 菊 池 健太郎 (1975年4月24日生)	2001年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2006年6月 公認会計士登録 2016年10月 菊池健太郎公認会計士事務所 設立 所長 (現任) 2016年12月 税理士登録 2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 菊池健太郎公認会計士事務所 所長	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>菊池健太郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。これらの経験・見識を活かし、経営から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は既に6年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 帽田泰輔氏は、当社の親会社であります株式会社ハマダグループの代表取締役並びに株式会社ハマダ及び株式会社ハマダコム代表取締役社長であり、当社は株式会社ハマダと営業取引関係があり、また、株式会社ハマダコムと不動産賃貸借取引があります。中井康之氏及び菊池健太郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 帽田泰輔氏の上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社であります株式会社ハマダグループ、株式会社ハマダ及び株式会社ハマダコム並びにその子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しています。
3. 中井康之氏及び菊池健太郎氏は社外取締役候補者であります。
4. 中井康之氏及び菊池健太郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ6年となります。
5. 当社は、中井康之氏及び菊池健太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は帽田泰輔氏、中井康之氏及び菊池健太郎氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員を被保険者として締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年9月28日開催の第17期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役越本幸彦氏の選任効力が失効いたしますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
越本幸彦 (1979年8月25日生)	2003年10月 弁護士登録 弁護士法人御堂筋法律事務所 入所 2011年1月 同弁護士法人 パートナー (現任) 2014年5月 医療法人熊愛会 監事 (現任) 2018年6月 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 客員教授 (現任) 2018年6月 社会福祉法人太陽福祉会 監事 2021年3月 ㈱クオルテック 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 医療法人熊愛会 監事 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 客員教授 ㈱クオルテック 社外監査役	一株
<p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 越本幸彦氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、専門的見地による適切な指導・助言をいただくことが期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 越本幸彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 越本幸彦氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 越本幸彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員を被保険者として締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務に關し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。越本幸彦氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

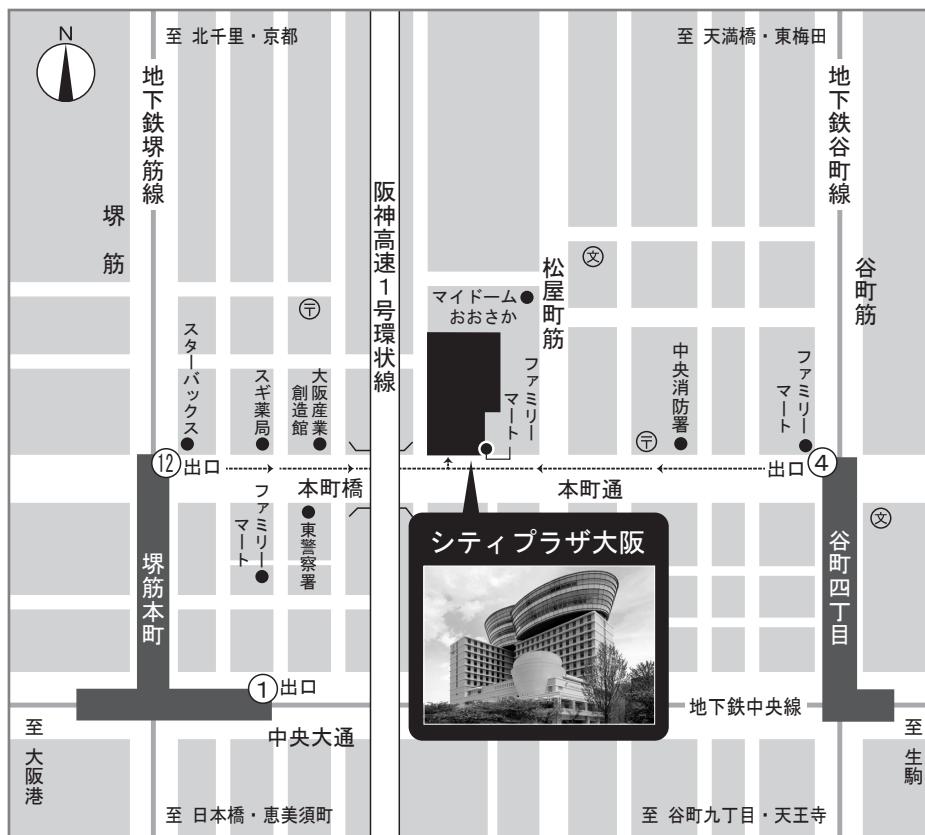
株主総会会場ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN ー旬ー」
大阪市中央区本町橋2番31号 TEL 06-6947-7702

交通

OsakaMetro 堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
OsakaMetro 谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分



当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮ください。

※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.nagaokajapan.co.jp/>) においてお知らせいたします。

